

第 2 回有識者会議からの変更点（第 6 貯木場土地造成事業）

1. 対応方針（案）の変更

【委員から意見（前回）】

事業を基盤整備が概成する平成 31 年度までの部分で区切り、残事業について休止することを明確にしてはどうか。

【対応】

基盤整備について、平成 31 年度末までに概成させる「先行整備箇所」と将来の周辺開発に合わせて整備する「将来整備箇所」に分け、対応方針（案）を定めた。

	対応方針（案）	理由
先行整備箇所	事業継続（A）	埋立については既に完了しており、基盤整備を概成させることで土地利用が可能となることから、投資に対する効果が高い事業であるため。
将来整備箇所	事業休止（D）	完了時期を平成 38 年度としているが、将来の周辺開発である北側の埋立事業が事業休止中であり、整備時期が確定していないため。

2. 基盤施設（緑地整備）の見直し

本事業により創出される土地は、大阪港における物流用地の需要に対応できる貴重な土地であり、できる限り大きな事業用地を確保するため、基盤施設の整備については必要最小限に留めることが望ましい。よって、緑地については、民間事業者により敷地内に一定確保されることを踏まえ、公共による整備は行わないものとする。

【基盤施設の見直しに伴う変更点】

		変更前	変更後
事業費		61 億円	60 億円
事業進捗率		86.9%	88.3%
費用便益分析	総便益 B	127.3 億円	127.3 億円
	総費用 C	125.1 億円	124.5 億円
	B / C	1.017	1.022

前回からの変更点（図）

